

令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した、令和3年度決算に基づく財政健全化判断比率について、次のとおり公表します。

(単位 : %)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本市の比率	—	—	0. 5	—
早期健全化基準	12. 68	17. 68	25. 0	350. 0
財政再生基準	20. 00	30. 00	35. 0	

早期健全化基準

比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合、市は「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力を行い、財政健全化を行う必要があります。

財政再生基準

比率のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合、市は「財政再生計画」を策定し、国等の関与のもと、財政再生を行う必要があります。

本市は、いずれの比率も早期健全化基準未満となり、健全な段階です。

各比率の説明

区分	説明
実質赤字比率	<p>一般会計等（一般会計と休日応急診療所特別会計）の赤字額の標準財政規模（注1）に対する比率。</p> <p>本市の一般会計等は黒字のため、実質赤字比率は算定されませんでした。</p>
連結実質赤字比率	<p>水道事業や国民健康保険特別会計など、本市の全ての会計を合算した赤字額の標準財政規模に対する比率。</p> <p>本市各会計の実質収支合計は黒字のため、連結実質赤字比率は算定されませんでした。</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等の市債元利償還金やそれに準じる経費の標準財政規模に対する比率。</p> <p>本市の実質公債費比率は0.5%となり、早期健全化基準を大きく下回っています。</p>
将来負担比率	<p>一般会計等の市債残高や将来支払う負担等の、実質的な残高の標準財政規模に対する比率。</p> <p>本市は、市債残高や、将来支払う負担等に対して、基金や、将来、国から交付される収入等の合計額が上回っているため、将来負担比率は算定されませんでした。</p>

（注1）標準財政規模…地方公共団体の標準的な一般財源の規模を示すもの。